

(別紙)

家事事件記録の閲覧・謄写（家事事件手続法概説から抜粋）

	当事者	利害関係を疎明した第三者
審 判	<p>(原則) 許可しなければならない（法47Ⅲ）。</p> <p>(例外) 次の場合は許可しないことができる（法47Ⅳ）。</p> <p>ア① 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>② 当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穏を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>③ 当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>イ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に閲覧謄写の申立てを許可することを不適当とする特別の事情があると認められるとき。</p>	相当と認めるときは許可することができる（法47Ⅴ）。
審判前の保全処分	<p>審判前の保全処分における審判を受ける者となるべき者に対し事件係属通知又は保全処分を告知するまでは、相当と認めるときに限り許可することができる（法108）。</p> <p>上記通知又は告知後は、家事審判事件記録の閲覧謄写（法47）に同じ</p>	相当と認めるときは許可することができる（法47Ⅴ）。
調 停	<p>相当と認めるときは許可することができる（法254Ⅲ）。</p> <p>合意に相当する審判事件（法277Ⅰ）については、家事審判事件に関する閲覧謄写の規定（法47Ⅲ、Ⅳ）を準用（法254Ⅵ）</p>	相当と認めるときは許可することができる（法254Ⅲ）。

履行勧告	(調査及び勧告の事件の関係人について) 相当と認めるときは許可することができる (法 289 VI)。	(規定なし)
履行命令	家事審判事件記録の閲覧謄写 (法 47) に同じ (法 290 IV)	同左

(注) 当事者は、履行勧告事件を除き、審判書等の正本、謄本、抄本、成立調書又は不成立調書の正本、謄本、抄本、家事審判事件、家事調停事件に関する事項の証明書については、家庭裁判所の許可を得ないで裁判所書記官に対して交付の請求ができる (法 47 VI, 254 IV)。